

農業水利施設危機管理 対策事業	事業主体	県	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等	② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

農業水利施設における安全対策を実施。

事業の内容

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

採択要件

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、農業水利施設安全対策推進計画に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

事業主体

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
県
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
団体営	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	
	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	

※ []は大規模なもの、中山間地域及び緊急性が高いもの。